◎ 横浜市市民活動共同

特集・市民力との協働─そのあり方を考える❷

| 民の力が存分に発揮される社会

平成14年4月の中田市長の誕生から間もなく、5月市会において、市長は、横浜を覆いつくしている閉塞感を打ち破るべく、望ましい社会のあり方を「民の力が存分に発揮される社会」と定義した。民(みん)とは、社会の構成員たる一人ひとりの市民であり、各種の団体であり、民間の企業であって、これからのますます多様化する市民のニーズには、ちのますます多様化する市民のことでいくことが、新しい都市の経営の方向であることをとが、新しい都市の経営の方向であることを明確にした。

とした補正予算を計上し、協働にむけた議論とした補正予算を計上し、協働にむけた議論とした補正予算を計算して、民の意欲と実行力が都市の活力や発展にて、民の意欲と実行力が都市の活力や発展にい。そして、行政と公益的な市民活動との協働のあり方を検討するため、具体的な協働の協のあり方を検討するため、具体的な協働の協力では、民の力を信じ、そのためには、行政は、民の力を信じ、そ

がスタートした。

|新しい都市経営への取り組みの議論

2

ド)」により協働の原則や方法などについて、 にした。そのため、 のもとに市政運営を進めていくことを明らか 都市経営の基本理念として宣言し、この理念 として推進してきた。中田市長は、これを、 協働については、これまでも政策的なテーマ た。そういう意味では、市民活動と行政との 働した活動を進めていくことを目指してき が適切なパートナーシップの関係のもとに協 民活動推進条例においても、市民活動と行政 他都市に先駆けて整理をしてきた。また、市 からの本市の都市経営への取り組みそのもの 民活動との協働に関する基本指針(横浜コー への議論といえる。 これまで、本市では、「横浜市における市 補正予算の審議は、これ

表―1 管理運営団体決定までの経過

である旧富士銀行をなぜ、共同オフィスとしの3点に分類される。一つは、歴史的建築物

補正予算の審議において、論点は概ね、

次

募 集:平成14年8月15日~平成14年8月23日

選考会:平成14年9月4日 公開プレゼンテーションの実施

発 表:平成14年9月12日 「市民セクターよこはま」が管理運営団体となる

表-2 入居団体決定までの経過

募 集:平成14年9月2日~9月17日

選考会:平成14年9月20日、25日 公開プレゼンテーションの実施

発 表:平成14年10月4日 14団体

入 居:平成14年10月10日

表一3 市民活動共同オフィスの概要

at a market of the same		
設置場所	中区本町4一44	
開設日	平成14年10月10日	
施設内容	共同オフィス (15ブース)、会議室、複写機・印刷機 (使用者負担)	
ブースの設備	机、いす、キャビネット、電話回線(電話加入権、通話料等は使用者負担)等	
開館時間	年中無休(年末年始を除く)9時~22時	
貸付料	10,000円(共益費、光熱水費含む)	

表-4 管理運営団体

2			
団 体 名	主な活動分野	活動内容	
市民セクターよこはま	福祉、市民活動支援	ボランティア・NPOの相互支援、 相談、情報提供、提言活動など	

6―協働のあり方への取り組みる一時に活動共同オフィスの設置3―市民活動共同オフィスの設置4―公募による管理運営団体の選考5―公募による管理運営団体の選考の表による行動共同オフィスの設置

働

検討をしていくのか、についてである。 協働のあり方について、具体的にどのような 選考基準や入居条件に関するもの、3つには、 て暫定活用するのか、2つには、 昭和4年に創建されたこの建物は、 入居団体の

用することで、補正予算は6月に可決された。 建造物にふさわしい活用を早期に実現するこ 都市経営のための先進的な取組みは、 の個性と魅力あるまちなみを象徴している。 により映えるその景観は、都市としての横浜 に貴重なものであるとともに、ライトアップ 歴史的に象徴的な建物を活用した、 3年間という期間に限り暫定活 新しい 歴史的

市民活動共同オフィスの設置

の建物をそのまま残している。 組み合わせた外観が特徴で、 いに位置し、石積みの外壁に西洋風の列柱を 旧富士銀行横浜支店は、 関内馬車道通り沿 昭和初期の銀行

定的に活用するものとした。 を要するため、 展示施設等を念頭に、今後の活用方法につい の来街者の増加が期待できる市民利用施設や 物としての特性を活かし、馬車道周辺地区へ を取得し、建物は寄付を受けた。歴史的建造 の要望もあり、平成14年3月に横浜市が土地 て検討することとしていたが、 富士銀行横浜支店の移転・統合にともな 地元や日本建築学会などから建物の保存 この間の有効活用として、 検討には期間 暫

用」「遊休施設の暫定的な有効利用」 横浜らしさを感じさせる歴史的建造物の活 このオフィスは、 「市民活動拠点の設置 という

た。

取組みが行われている。 するための仕組みづくりについて、 め 極的な展開を図ることが重要であり、 主性を尊重しあいながら、 向けて、市民と行政がそれぞれの主体性・自 ん 意味で象徴的な事業となっている。 の力が存分に発揮される社会」の実現に 市民と行政が協働で公益的な事業を推進 協働する事業の積 実験的な 民 そのた a

新しい試みの中で急ピッチな作業が進められ 選考方法などを早急に検討するなど、 や管理運営団体・入居団体それぞれの公募 る必要があった。 ことから、 が本格活用までの3年以内と限定されている 市民活動共同オフィスは、 早期に施設を開設し、 施設の改修工事の工期短縮 施設の使用期間 有效活用す 全てが

4 公募による管理運営団体の選考

た。 主性・自律性を持った活動が保たれると考え ともに、 動においては、情報を広く市民に提供すると 中間支援団体の分野を設けた。また、市民活 POが自らサポートしていくため、 促進法においては、 運営や活動に関する連絡、 平成10年12月に施行された特定非営利活動 市民相互の評価システムにより、 活動の自主的な運営をN 助言などを行う 活動団体 自

0

いてコーディネートを担ってもらうこととし 的な市民活動団体に委託し、 「協働のあり方」 共同オフィスの管理運営は、 の検討・検証につ 本市が入居団体 公益

と進める

そこで、

表一5 入居団体 内 主な活動分野 動 容 団 体 名 身体障害者・高齢者に対する予防医学を生かした 特定非営利活動法人 保健・医療・福祉 おもいっきりサポート 生活支援 写真等を通じた障害者スポーツの振興、メディア 特定非営利活動法人 国際障害者スポーツ 文化・芸術、スポーツ、福祉 教育の向上 写真連絡協議会(PARAPHOTO) 欠陥住宅の相談・鑑定と問題解決のための普及・ 特定非営利活動法人 まちづくり 建築Gメンの会 横浜 啓発活動 女性の住まいの相談室 不動産及び住まいに関する相談活動 まちづくり 伝統工芸熟練者保護と後継者育成、高校生のイン 特定非営利活動法人 まちづくり ターンシップ等 全国ものづくり連絡協議会 文化・芸術、まちづくり 演劇を通じた誰もが安全で安心して暮らせるまち ウェスト・ハウス づくり 文化・芸術、まちづくり 舞台・空間創造支援、情報コミュニケーション技 クリエイティブサポート横浜 術支援等の活動 文化事業の「企画・運営・実施」できる市民プロ よこはま市民メセナ協会 文化・芸術 デューサーの養成 YOKOHAMA本牧ジャズ祭の開催 文化・芸術 YOKOHAMA本牧ジャズ祭 実行委員会 スポーツイベントへの参加・支援 「かながわスポーツボランティアバンク」 スポーツ 自主運営準備会 「自転車タクシー」の実施による環境保全、観光 環境保全、まちづくり 横浜市の環境を考える会 資源化 防災意識の啓発活動、防災知識の普及 災害救援 都市防災研究会 DV被害者に対する総合的サポート、DVに関す 保健・医療・福祉、 ウィメンズネット・サポート (WNS) る教育啓発活動、シェルター運営 男女共同参画 DV等で行き場をなくした主に外国人女性のカウ 保健・医療・福祉、 女性の家 サーラー ンセリング、シェルター運営 男女共同参画

されて 方向性 ット ウも導入するなどこれまで築き上げ よこはま」 居団体選考委員会」 いく方法 意見もふまえながら進めていくことが求 方 同時 団体が、 Ξ 選考会では、 な管理運営を行うため、 公募とし、 \tilde{o} 特色を活かし ワ 市市 ため、 を検討するうえでは、 について具体的で明確なビジ 行政と市民活動の \exists 治料、 る点が評価され クを有効に活用 ンを行な に決定した。 民活動共同 が期待の 今後、 協働のあり方を具体的 活動に携わ 企画 管理運営団体の 管理運営団体は 中間支援組織として応募した 審査につ につ 横浜市とともに 高まりを感じた。 13 による公開プ γì オフ 新し る人などで構成され のとするため、 て、 理由は、 協働を進め V しており、 1 ては、 他の団体の V 取組み 熱心なプ ス管 行政 選考にあたって 市民セク 円滑で 理運営・ レゼン P に検討して 市民活動団 協働 企画に 入居団 いるため 3 てきたネ 学識 0) レ 効果 ター ゼン ・テー が ゥ 市 0) 入 る あ \mathcal{O} お 民

表一6 シンポジウムの概要

するアン

調

查

で

は、

活動

0

場に関

平成13年の12月に実施した

「市民活動

関

る課題として、

事務所機能が会議室や活動

0

高い

のとし

5

公募による入居団体の

選考

パネルディスカッション

~公益的市民活動団体と行政の協働のあり方について~

第2部 分科会

て上げられて 物品保管場所

いる。 に次

団体にあっては、

その3分の 特に活動期間が で必要性の

1が事務

1年未満 b

第1:協働の仕組みを考える

第2:協働を進めるための「情報力」について考える

第3:コミュニティビジネスはどんな役割を果たせるか?

~地域社会のために~

こで、コンセプトを「情報力」とした。

☆現場こそIT化を! インフラの基盤整備

第4:市民と行政との協働の"プロセス~成果"をどのように

協働を進めるための「情報力」について考える

市民と行政の協働を進めるためには情報の共有化が重要であり、「仕

組み」「コミュニティビジネス」「評価」といった具体的事例の取り組 みを考えるについて、基盤となる「情報」そのものを「市民・行政の情

報共有とそれぞれの情報公開」という視点で検討する必要がある。そ

図―1 シンポジウム第2部:4分科会のコンセプトとアイデア

評価し活かすか

第3部 全体会 ~協働に向けたアイデアの発信~

絡をとるため て考えて 11 0 事務所 の必要性をその課題

をお 関 た。 員 ともに協働 め 活動共同 一努めた。 共同, 会 係 7 提供するとともに、 は、 顏 プレ [することが条件となってい な 局 お による公開プレゼン オフィ X ゼ 管理運営団体と同様に オフィ 0 のあり方につ 所 今後の ス 働事業を進 ス管理運営・ 0) 課 入居団体には、 \exists 管理 連 が円滑 V 2 め 携 ての 関 テー 運営団体や るにあ が 入居団体選考委 7欠か 検討 ションを行 る。 「横浜市市民 行わ 職員 た せ 選考に つ 本市と の出 検証に れ な 0 っては、 るよ 拠点

■コンセプト

市民活動団体と行政はもともと大変性格のちがう組織です。市民と 行政が協働するために必要な仕組みとは何かを次の3つの視点から 考えます。①協働の基盤をつくる。②委託契約や補助金から協働の 制度・仕組みを探る。③新しい協働事業の形をさぐる。

協働の仕組みを考える

■アイデア

☆市民参加の仕組みとサポート型行政への転換を具体的に定めた

☆区単位の新たな合意形成の仕組みをつくる

☆委託でも補助でもない協働の契約方式の創出

☆今、直面している社会課題をNPOと行政が協力して解決するため に情報を公開して共有するためのネットワークづくり

☆コミュニティの総合的課題、ニーズにあった立ち上げ資金の開拓

コミュニティビジネスはどんな役割を果たせるか -地域社会のために-

☆身近なところの情報交流の場をつなぐネットワークづくり ☆横浜に電子会議室を。コラディネーターの育成と居酒屋談義

■コンセプト

■コンセプト

■アイデア

市民は、コミュニティビジネスに何を期待しているのか。また、行政は。 市民活動ならではの起業が地域社会に果たせる役割について、実際 の事業をモデルに研究した。



■アイデア

みんなの夢を社会的に実現するための力を持とう。 ☆市民がコミュニティビジネスを行うために公共空間をどう活用するか。 (規制緩和)

- ☆行政は、NPOの企画提案にどんどん仕事をだそう。
- ☆活動サービスには積極的に対価を求めていこう。
- ☆中間組織の存在や仕組みが必要。 ☆皆から望まれる組織はどんなものか。

市民と行政の協働の゛プロセス~成果゛をどのように評価に活かすか

■コンセプト

最近、「評価」という言葉を耳にしますが、評価しっぱなし、善し悪しだ けの評価では何のための評価になるのでしょうか。この分科会では、N PO・市民活動、行政のそれぞれの取り組みや協働の取り組みが広が りを持ち、それぞれの取り組みが元気になっていく、そんな評価のあり 方を検討していきます。

■アイデア



☆やっぱり評価は大切

☆市民コーディネートによるミッション交流

☆多様な主体による多様な評価(市民、市民活動団体、行政、第3者 機関)

☆協働プロセスによる副次的効果(ex. 広がり、ネットワーク)を評価 ☆再確認・再構築の場

選考会では、応募した27団体から具体的な問題を通した協働のあり方に対する提案や考た。中田市長も熱心なプレゼンテーションがた。中田市長も熱心なプレゼンテーションが間が1年間という条件のもとに、27団体の応間が1年間という条件のもとに、27団体の応じるとともに、支援の一つである「活動の場」の必要性を認識した。

でいるが、東京都内などで活動しているが、東京都内などで活動しているかった。 でいるが、東京都内などで活動しているが、東京都内などで活動しているが、東京都内などで活動しているが、東京都内などで活動している

、
大居団体は、設立まもない団体や自宅を連いう傾向が見られる。
大居団体は、設立まもない団体や自宅を連びかかがあり、その活動分野は、保健・医療・福祉、まちづくり、文化・芸術、災害救療・福祉、まちづくり、文化・芸術、災害救援、人権の擁護など幅広いものとなっている。
大店動の範囲は、中区を中心としている。
大のや市域全域を対象としている団体が多く、郊外部を拠点としている団体としている
大居団体は、設立まもない団体や自宅を連いう傾向が見られる。

協働のあり方への取り組み

6

で、その権限と責任を含め議論を重ね整理し体と企画したオープニングセレモニーを実施し、ここでの具体的な検討が始まった。そも、行政と市民活動団体は行動原理も組織ことから、まず、検討体制の組織づくりからことから、まず、検討体制の組織づくりからいます。 で、その権限と責任を含め議論を重ね整理して、その権限と責任を含め議論を重ね整理して、その権限と責任を含め議論を重ね整理して、その権限と責任を含め議論を重ね整理して、その権限と責任を含め議論を重ね整理して、その権限と責任を含め議論を重ね整理して、その権限と責任を含め議論を重ね整理して、これに対している。

形成にかなりの時間を必要とした。組織づくりなど様々な場面で、団体間の合意ぞれにミッションの違いがあり、検討体制のた。入居団体の活動分野が幅広く、団体それ

る。 シンポジウムの概要は表―6のとおりであ を中心に、多くの市民活動団体のメンバー、 その結果、 により、シンポジウムは作り上げられてきた。 論を展開していくなど、 とになった。そして、シンポジウムの構成や の活動には、 場として、平成14年12月に るための課題や仕組み、 分科会のテーマとなる、 ムに向けて議論を積みあげていこうというこ 加し、当面は平成15年3月15日のシンポジウ 研究会(ありけん)」が発足した。「ありけん」 企業人、行政職員も参加する開かれた議論の 検討を進めていこうという意見が高まり その後、 市民活動共同オフィスの入居団体 幅広い活動団体にも参加してもら 100人を越えるメンバーが参 多くの方々との協働 市民と行政が協働す 評価等について、 一協働のありかた

ありかた研究会」の体制を整えながら、 幅広く開かれた議論の場となるよう「協働の 投票をしてもらい、その結果を今後の検討に 参加により幅広い議論が行われ、「横浜から る検討の充実を図っていこうと考えている。 生かしていくことにしている。そして、 のアイデアについては、 の協働に向けたアイデア」 市民、市民活動団体のメンバーと行政職員の 0名が参加し、特に4つの分科会においては、 当日は、パネルディスカッションに約 市民局地域振興課市民活動推進担当人 全体会の参加者より が発信された。こ 更な より

図─2 シンポジウム第3部:全体会~協働に向けたアイデアの発信~

